



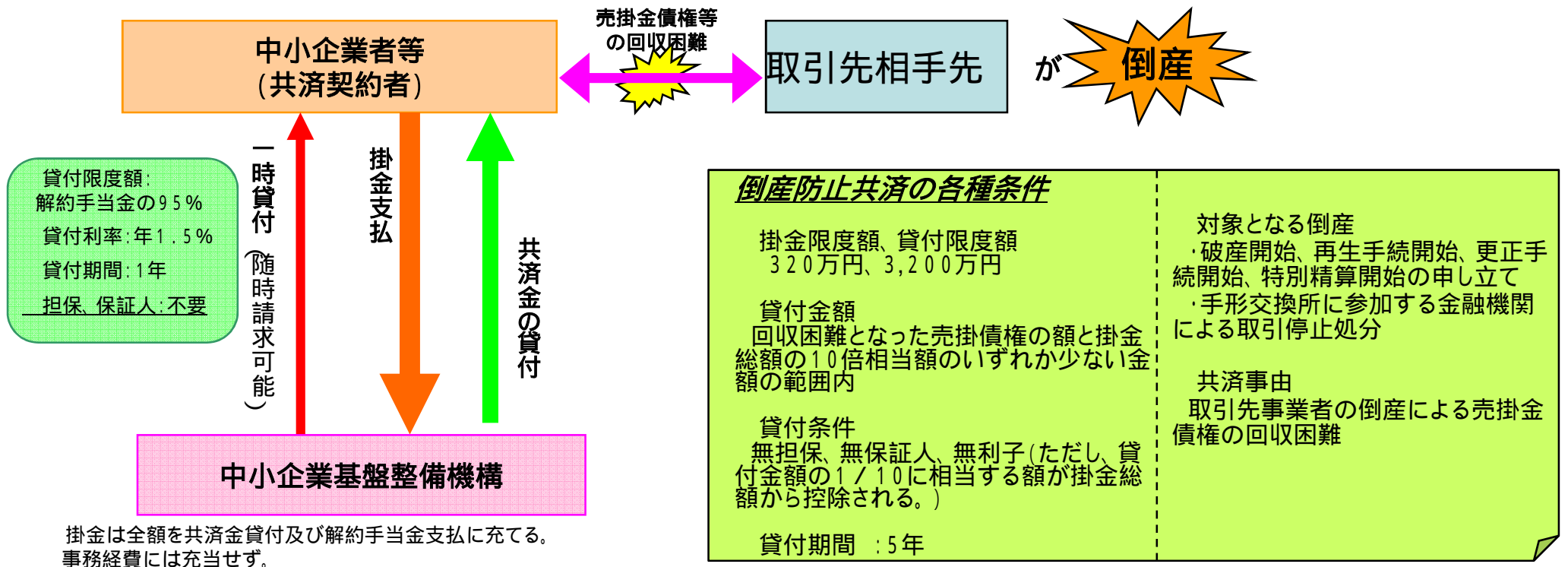
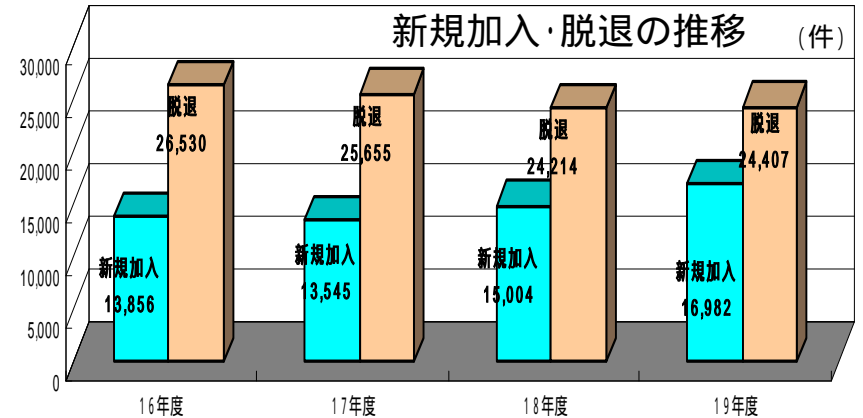
中小企業倒産防止共済制度の検討について

平成20年6月
中小企業庁

中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)制度の概要

制度趣旨 中小企業倒産防止共済法に基づき、取引先企業の倒産による連鎖倒産等の事態を防止するための共済制度

加入資格: 中小企業者(個人事業主又は会社)
 制度開始: 昭和53年4月
 契約者数: 29万件(全対象事業者の約2割が加入)
 貸付残高: 約1,600億円(一時貸付残高184億円を含む)
 資産総額(掛金・貸付金): 約6,000億円(うち運用額4,400億円)



経営セーフティ共済制度の収支構造

(1) 基金経理の構成

資産総額(納付された掛金額・回収金・10分の1相当額) 6,000億円

内訳 貸付残高 1,600億円

(注1) 19年度の共済金の1件当たりの平均貸付額は828万円。

運用額 4,400億円

(注2) 運用方法は、商中債86%、大口定期預金14%

完済手当金準備基金(剰余金) 405億円

なお、近年の財政状況は、共済事由発生率は毎年減少、貸付金回収率は毎年上昇しており、18年度、19年度とも完済手当金準備基金に70億円程度を繰り入れている(黒字基調)。

(2) 業務等経理(運営費)の構成

運営費交付金(平成19年度) 17億円

(注4) ただし、運営費交付金では不足、毎年、出資金の運用益から10億円程度を繰入。

出資金(470億円)の運用益(異常危険準備基金) 241億円

(注5) 運用方法は、国債(10年債、20年債)19%、財投機関債60%、
金融債(みずほ債)21%。

中小企業倒産防止共済法第22条

掛金の額、共済金の貸付額、その他中小企業倒産防止共済制度に関する基本的事項は少なくとも5年ごとに、中小企業倒産防止事業の収支状況及び利用状況の推移及び予想等を基礎として検討するものとする。

経営セーフティ共済制度改正の経緯

公 布 日	改 正 内 容
昭和55年6月	掛金月額最高限度引上げ(2万円 → 5万円)
	掛金総額最高限度引上げ(120万円 → 210万円)
	貸付限度額の引上げ(1,200万円 → 2,100万円)
	掛金総額の最高限度までの積立期間の短縮(60ヶ月 → 42ヶ月)
	完済手当金制度の創設(共済収支に余裕財源が生じていると認められる場合に、共済金完済者に支給)
昭和60年10月	掛金月額最高限度引上げ(5万円 → 8万円)
	掛金総額最高限度引上げ(210万円 → 320万円)
	貸付限度額の引上げ(2,100万円 → 3,200万円) ただし、複数回にわたって貸付けを受ける場合の一契約者の貸付残高は、3,200万円を越えないこととする。
	掛金の掛止めまでの積立期間の短縮(42ヶ月 → 40ヶ月)
	一時貸付金制度の創設
平成10年6月	中小企業基本法の見直しに伴う中小企業者の範囲を拡大
平成11年12月	中小企業基本法の見直しに伴う中小企業者の範囲を拡大・民法等の一部改正に伴う倒産の定義の変更(「和議開始」 → 「再生手続開始」)

検討すべき主な事項(詳細は9ページ以降)

1. 基本的事項

掛金の額に関する検討

共済金の貸付額に関する検討

2. 制度に関する事項

共済貸付金の10分の1の権利消滅と完済手当金に関する検討

共済事由の拡大に関する検討

償還期間に関する検討

3. 運用上の問題

共済制度未加入の原因は制度を知らないこと

その他

取引先が倒産したことにより被る影響(出典:2003年中小企業白書から)

- ・取引先が廃業・倒産したことにより回収不能債権が発生した先があると回答した企業は42%。そのうち、複数先に回収不能が発生した企業は26%。
- ・裁判所への債権届出額についてみると、従業員20人以下の小規模企業では年間平均56百万円、21人以上100人以下の企業では同55百万円が焦げ付いている。
- ・最近1年間で取引先の廃業や倒産を経験した企業は63%。そのうち12%が当該企業から得ていた「技術・商品・情報などが必要な事業・サービス・製品などの取り扱いを断念」している。

アンケート調査結果(19年度実施)からみた現状と課題

貸付を受け「役立った」は82%、「役立たなかった」は3%、「貸付を受けたことがない」は12%であった。役立たなかった理由は、貸付に時間がかかるが52%(平成19年度の平均処理日数は10日)、掛金が小額であり希望額に借入ができなかったが19%であった。

1. 掛金月額と貸付限度額について アンケート調査の対象は加入者

- ・掛金月額(5千円以上8万円以下)については、「現状のままでよい」が83%。引き上げを希望する14%のうちでは、最も多かったのは10万円程度を希望する者が34%、次に多かったのは15万円程度の32%であった。
- ・貸付限度額(売掛金債権相当額又は3200万円のいずれか少ない額)については、「現状のままでよい」が74%。引き上げを希望する23%のうちでは、希望貸付額で最も多いのは5000万円程度とする者が63%、次に多かったのは5000万円超の23%であった。
- ・売上高別にみると、ともに売上高が高いほど引き上げを希望。売上高が10億円を超える企業では、掛金月額では31%、貸付限度額では47%が引き上げを希望している。

2. 共済事由等について アンケート調査の対象は未加入者及び既加入者

- ・取引先の私的整理等で売掛金債権等が回収困難になった経験については、加入者では70%、未加入者では30%が経験ありと答えている。

未加入者への調査

- ・共済事由が追加されたいと加入したいとする事由は、自社が自然災害で被災した場合が31%、取引先の私的整理で売掛金債権等が回収困難になった場合が29%、取引先が自然災害で売掛金債権等が回収困難になった場合が23%であった。
- ・また、未加入者のうち、加入を検討したいと回答した12%の追加要望事由は、取引先の私的整理で売掛金債権等が回収困難になった場合が81%、自社が自然災害で被災した場合が78%、取引先が自然災害で売掛金債権等が回収困難になった場合が73%であった。

加入者への調査

- ・追加を希望する事由は、取引先の私的整理で売掛金債権等が回収困難になった場合が66%、自社が自然災害で被災した場合が59%、取引先が自然災害で売掛金債権等が回収困難になった場合が58%であった。

(なお、自然災害の復旧費用を共済貸付事由に加えることの賛否では、加入者の63%が賛成。未加入者では24%が加入したい、分からないが65%であった。)

その他の変更要望

- ・償還期間を一律5年ではなく、選択制にしてほしいとする要望が、加入者で57%、未加入者で19%あった。

中小企業支援機関等の要望(平成19年4月)

日本商工会議所

10%控除(10分の1権利消滅)の見直し

償還期間の延長(貸付額にかかわらず一律5年は厳しい)

掛金月額、掛金総額、貸付金上限の引き上げ

夜逃げ等実質的不良債権への適用

提出書類(証明書類、帳簿の写し)、手続の簡素化(貸付まで時間がかかる。現行20日程度を要している。)

全国商工会連合会

貸付限度額の引き上げ(掛金の20倍貸付とし、掛金限度を5,000万円に引き上げる。)

掛金取り崩し率の引き下げ(10分の1控除を20分の1に緩和)及び完済手当金の支給

TKC全国会

掛金の年払い、半年払い制度の創設。

掛金前納契約者に前納掛金終了及び今後の納付方法の案内書(納付可額の案内つき)を送付願いたい。

口座引き落とし不能後の口座振替等緊急時の際の機構への持参払いや振り込み納付を認める。

他

検討すべき事項

1. 掛金月額・貸付限度額について

掛金月額5千円以上8万円以下、掛金総額320万円、貸付限度額3,200万円で中小企業の中堅層の連鎖倒産防止効果はあるか。

(注) 現状は、小規模企業の在籍者が8割超。5年間累計で1千万円以下の貸付が5割超。

経営セーフティ共済と政府系中小企業金融機関の制度との比較

(単位:万円)

	昭和53年	昭和60年 ¹	平成元年	平成12年 ²	平成19年
経営セーフティ共済	1,300	3,200	3,200	3,200	3,200
国民金融公庫	(一般貸付) 1,200	(同左) 2,500 (倒産対策貸付) 800	(同左) 3,500 (同左) 別枠で1,000	(同左) 4,800 (セーフティネット貸付) 別枠で3,000	(同左) 4,800 (同左) 別枠で3,000
中小企業金融公庫(運転資金)	(一般貸付) 6,000	(同左) 13,000 (倒産対策貸付) 3,500	(同左) 18,000 (同左) 別枠で5,000	(同左) 24,000 (セーフティネット貸付) 別枠で15,000	(同左) 24,000 (同左) 別枠で15,000
マル経資金	250	400	450	550	550

1 倒産対策貸付の創設は、昭和55年4月

2 セーフティネット貸付(取引企業倒産対策資金)の創設は、平成12年12月。

経営セーフティ共済の被害額に対するカバー率は足りるか。

- ・全被害額に対する共済支給額のカバー率は65%
- ・そのうち貸付限度額を超える被害額のカバー率は35%

	貸付件数 (件)	被害額 (億円)	平均被害額 (万円)	貸付額 (億円)	平均貸付額 (万円)	カバー率 (%)
全被害額	3,584	458	1,277	297	828	64.8
うち3,200万円超	276	197	7,132	69	2,510	35.2

平均掛金月額は3万円弱。

2 - . 共済貸付金の10分の1の権利消滅と完済手当金について

- ・本制度は、連鎖倒産の危機に陥っている制度加入企業に対して、無担保・無保証人・無利子で貸し付ける制度。
- ・このような状況で貸し付けた場合、一定の貸し倒れは不可避なものであり、当該貸付額の10分の1の権利消滅は、その貸し倒れを補填し、本制度を維持するためには不可欠のもの。
- ・上記趣旨である10分の1を緩和すべきか。それとも完済手当金()の支給で手当てする現在の制度を維持すべきか。
 - ()共済貸付を受けた者のうち、約定どおり完済した者を対象に、余裕財源が生じた場合に支給できる制度。

(参考)

- ・10分の1の権利消滅については、加入者等からは、昭和53年当初から、無利子制度にもかかわらず、年利3.84%の前払い利息ではないかとの不満が強く、加入促進のネックになっていた。
- ・そのため、昭和55年度には、10分の1の権利消滅の負担緩和を目的に、共済金貸付金の完済者を対象に、完済手当金制度を創設。
- ・なお、現在まで余裕財源が推計されたことはなく、支給した実績はない。

2 - 共済事由の拡大について

共済貸付の対象である法的倒産、銀行取引停止処分に加え、私的整理のうち支払い不能状態、自然災害といった、救済できる範囲(連鎖倒産に至る原因)を拡大することへのニーズと可能性はあるか。

・アンケート回答者のうち「取引先の私的整理等で売掛金債権等が回収困難になった」経験がある者は、加入者にとっては70%、未加入者にとっては30%であった。

共済事由への追加事由	既加入者	未加入者
取引先の私的整理等で債権等が回収が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・追加を希望する者は66% ・取引先の私的整理等で債権回収が回収困難になった経験を有する者の69.1%が追加を希望 	<ul style="list-style-type: none"> ・本共済事由が追加されたら加入したいとする者は29%
取引先が自然災害で被災し債権等が回収困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・追加を希望する者は58% ・取引先が被災し債権等が回収困難になった経験を有する者の56.3%が追加を希望 	<ul style="list-style-type: none"> ・本共済事由が追加されたら加入したいとする者は23%
自社が自然災害で被災し債務等の支払いが困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・追加を希望する者は59% ・自社が被災し債務の支払いが困難になった経験を有する者の58.2%が追加を希望 	<ul style="list-style-type: none"> ・本共済事由が追加されたら加入したいとする者は31%

3. 運用上の問題

共済制度未加入の原因は制度を知らないこと

- ・未加入者の対するアンケートでは、未加入の理由として「制度を知らなかったから」としている者が46%。
- ・機構のパンフレットを見て、「加入を検討したい」とする者は11.5%。

その他